

(様式第2号 道民意見提出手続の意見募集結果)

北海道道州制特別区域計画（骨子）についての意見募集結果

平成19年2月13日

北海道道州制特別区域計画（骨子）について、道民意見提出手続により意見を募集したところ、15件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりであり、皆様のご意見を参考としながら、北海道道州制特別区域計画（案）を策定してまいります

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>○全般に現行の法律や施行の移譲しかない。今回制定された道州制特区推進法の範囲内でしかない。 今後の北海道独自の施策の創出や、今回移譲を受けた以外の部分についてどうして行きたいかを検討、提案する部分を強調してほしい。 経済や産業面の取り組み、方向性を具体的に出してほしい。</p>	<p>○計画案においては、「北海道の現状と課題」を記載し、今後の北海道の自立的発展を目指すことを明記した上で、今回移譲を受ける8項目をスタート台として、国の権限移譲等を地方から提案できるという法的枠組みを活用して、更なる権限移譲等を積み重ねていきたいと考えております。</p>
<p>○今後福祉や教育といった部分をどの財源（企業活動からの税収か個人への課税か）を持って運営して行くかを示した方が良い。</p>	<p>○道州制特区推進法は、現に国が実施している事務、事業等と財源をセットで移譲できる仕組みであり、原則として財政中立と考えております。</p>
<p>○「何を委譲するか」ではなく、例外を除き、「あらゆる権限」を委譲させる勢いで交渉すべきです。つまり、軍事以外のあらゆる権限。例えば、一部の外交や通貨の発行まで委譲させる気概で交渉すべきでしょう。</p>	<p>○道州制特区推進法は、現行の法制度を前提として将来の道州制導入の検討に資するため北海道を先行モデルとして広域行政を推進するものであるが、将来的には、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、現在国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は基本的に地方が担うことを考えております。</p>
<p>○教育に関しては、あらゆる権限を求める。 例えば、アメリカや韓国では、「10歳の天才少年が大学に進学！」なんてことがあるわけですが、日本では起きない。だが、北海道では可能である、ということにもなるわけです。 あるいは、従来型の一斉授業ではなく、プリントや（公文式のイメージ）パソコンを使って、個々の生徒が習熟度にあわせて、どんどん高度な勉強ができるようになる。それはまた、それで浮いたマンパワーを、少人数の一斉授業に活用できることにもつながります。 オーストラリアなどでは、クラスの人数が25人を越えると、先生方は嫌がります。クラス分割となります。すると一クラスは12、3人でしょう。</p>	<p>○教育制度の見直しは、北海道ばかりでなく日本全体にかかわる大きな課題となっていることから、現在、国において教育再生に向けた取組や義務教育に関する諸制度の見直しが検討されているところであります。 道としては、このような動向も踏まえながら北海道らしい教育について検討して参りたいと考えております。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>日本の今の制度ではムリです。でも、北海道では実現できる、となるわけです。</p> <p>こうなったら、どうなるでしょう。日本中の、教育に熱心な親たちは競って北海道に移住します。日本中の英知が北海道に結集します。</p> <p>あらゆる権限の委譲を目指しましょう。せめて、教育に関しては、すべての権限を求めましょう。もちろん、ここまでドラスティックな教育改革をやるなどという野心はおくびにも出さずに、「じゃあ、あらゆる権限はどうしてもムリだというのなら、せめて教育に関しては100%委譲してください」と、持って行くのです。</p> <p>もちろん、国が教育のみならず「あらゆる権限」を委譲するのなら、できることはたくさんあります。それを考えるとワクワクしますね。</p>	
<p>○「広域的施策」の法律上の概念がいまい。</p> <p>すなわち、その効果が現行の市町村の区域を越えるような施策を指すのか、または、現行の都道府県の区域を越えるような施策を指すのか、いずれか？</p>	<p>○「広域的施策」とは、北海道又は3以上の都府県が合併した特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策であると考えております。</p> <p>なお、第165回国会の衆議院内閣委員会（平成18年11月10日）において、担当大臣は、次のように答弁しているところです。</p> <p>「広域的施策とは、「特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策」のことでございます。例えば、社会資本整備、環境、産業、福祉等の各分野において、現に国の地方支分部局が実施している施策などが考えられているところでございます。」</p>
<p>○調理師資格者資質向上、公費負担医療適切提供、鳥獣捕獲許認可円滑化、商工会議所許認可円滑化の事務が広域的施策に該当するという合理的な根拠を示すべき。</p>	<p>○北海道は、国土の約5分の1を占め、自然、経済、社会、文化等で独自の地方を形成する広域の地方であることから、「地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供」など計画に掲げた施策は広域的施策であると考えております。</p>
<p>○調理師資格者資質向上、公費負担医療適切提供、鳥獣捕獲許認可円滑化、商工会議所許認可円滑化の事務が地方分権の推進、行政の効率化、北海道の自立的発展に適うという具体的な根拠と説明が必要。</p>	<p>○計画案においては、今回国から移譲を受ける事務、事業等について、北海道が実施する広域的施策の内容や特定事務等が移譲される効果などについて明らかにするよう努めたいと考えております。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>○北海道の会計年度を現在の4月から翌年3月末までなく1月から12月に変更すべきと考えます。</p> <p>現在の会計年度でしたら、新年度が始まり、事務手続き等を経て事業執行が早くても7月とかなり遅いものは秋も深くなって執行されています。</p> <p>工事施行で言えば、北海道の気候条件の良い4月、5月、6月は工事をやらずに、日暮れが早くなった秋に工事を開始して、冬場の気温が下がったり雪が降ったりする、悪条件の時に余分な光熱費を使い、危険を伴い工事を施工しています。</p> <p>会計年度を1月から開始することによって、3月までに事務作業や入札を終え、季節の条件が良くなった4月以降に順次、工事に着手すれば、無駄な化石燃料の消費のない施工が可能と考えます。自然の摂理にかなった環境に優しい事業発注になります。</p> <p>また、北海道は観光立国を目指していますが、冬季に傷んだ道路の補修や白線引きが、多くの観光客が北海道を訪れる6月以降に行われていて、快適な北海道の旅を阻害する一因になっています。それを4月から5月で完了させることにより、北海道に観光客が訪れる6月以降には快適なドライブを楽しんで頂く、という考えが必要と思います。我々、北海道に住む人間の理屈で考えるのではなく、相手の立場を考えることが、北海道観光に必要と思います。</p> <p>例えば、NPOに対する道の補助金交付についても、その事業内容にかかわらず、補助金の決定が10月末になり、雪が降り出し、事務もほぼ終了する11月から、どうして行えばいいものか？悩んだ経験があります。</p> <p>会計年度の変更を実施することによる経済効果はサマータイムやウォームビズより多いと想定します。</p> <p>「地域主権」「地域の実情」ということが道州制の目指すものであれば、2,000km以上離れた北海道と沖縄が同じ事業年度であることに無理があります。</p> <p>この意見を実現するには、多くの障害があると思いますが、所得税の確定申告の年度は1月から12月です。また企業会計年度は様々です。</p> <p>こうした思い切った施策が出来ない限り、「北海道の自立」というのは難しいのでは、と思っています。</p>	<p>○会計年度は、地方財政計画をはじめ地方行財政制度の根幹をなしていることから、その期間を変更するには、全国との財政調整の上で課題がありますが、本道の気象条件を踏まえた公共事業の円滑な執行や、住民の目線に立った各種施策の推進に引き続き努めて参りたいと考えております。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>○「市町村、道民の意見を頂きながら、権限移譲を着実に推進」とあるが、そのトップ組織が国(道州制特区推進本部)の裁定が結論かと思うが、今回の本8項目をみても、各省庁の抵抗が強く、抜本的移譲はできていないことから、官邸直結の組織をつくり、広域地方政府をつくるぐらいの意気込みが必要ではないか。</p>	<p>○内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚がメンバーとなる道州制特区推進本部に北海道知事が全国知事会の推薦する都府県知事とともに参与として参画できる仕組みが制度的に担保されたことから、これを十分活用して、地方の意見を国政に反映できるよう努めて参りたいと考えております。</p>
<p>○現在 560 万人の道民は、2030 年には 460 万人と推定され、そのうち札幌は今の 190 万人がほぼ変わらないと推定され、札幌を含む道央圏が 200 万人以上になり、場合によっては、道内人口の 40% を超える。 この現実の中で、高齢化、都市集中を踏まえ、長期的なヴィジョンの下で案をつくるべき。結論的には札幌市の位置付けは無視できず、政令指定都市である札幌市との連携が必須条件と考える。</p>	<p>○計画案では、「地域の活性化など、広域分散型社会である北海道が抱えている行政課題は、さらに広域行政の重要性が高まることが見込まれる5年後、10年後の我が国が直面する課題を含んでおり、北海道をモデルとした先行的な検討が求められる」とを明記したところであり、広く道民の皆様からも具体的な提案をお願いしたいと考えております。 また、札幌市とは、これまで、「道州制及び道州制特区に関する北海道・札幌市行政実務者協議会」などを通じて、意見交換を行ってきたところであり、引き続き、十分に連携して取組を進めて参りたいと考えております。</p>
<p>○経済の活性化について、特に一次産業(農業、漁業等)の生産量アップ、品質向上は当然であるが、これに付加価値をつける二次産業化に注目したい。 牛乳よりバター、チーズ、魚より水産加工物があるが、北海道の大きな柱となる取組に対する助成について対象としてほしい。 日本の基幹産業は、鉄鋼、自動車を中心とする輸出産業であり、特に自動車は部品メーカーをはじめ、外注依存度が高く、労働集約産業である。家電、プラズマ等 IT 産業も大きな産業である。こうした基幹産業に向けても、更なる力を官と民にお願いする。 IT 産業の更なる拡大のため、また、バイオ関連についても、産学の協業が重要であり、これらが大きな柱となるようお願いしたい。</p>	<p>○本道経済の活性化は、道政上の重要課題であるが、二次産業化に対する施策としては、①予算、②法令の運用、③法令の改正など、総合的に判断する必要がありますが、道州制特区推進法は、③のツールであり、広く道民の皆様からの具体的な提案をお願いしたいと考えております。 道としては、今後、道民の皆様からいただいたご意見、ご提言をもとに、本道経済の活性化につながる新たな提案をとりまとめて参りたいと考えております。</p>
<p>○都市再生の取組は人口減、人口集中、市町村合併の中で大きな役割を果たす。 まちづくり3法が成立した現在、道庁、支庁、市町村、NPO、大学、商工会が各々タスクフォース(特別作業班)をつくるなど、現実的な組織づくりをお願いしたい。</p>	<p>○まちづくりの取組として国、道、市町村、経済団体、NPO、大学等で構成された「北海道地域中心市街地活性化協議会」において、情報提供や勉強会等の開催を行っているところです。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>○都市再生は、従来の中心市街地活性化法等の再開発の手法は限界があり、本当の民意に沿っているか疑問がある。</p> <p>については、民間の力をベースに、リスク、ファイナンス、ディベロッパーをSPC（特定目的会社）で構築し、それに官が規制緩和、インフラ整備等の措置を行うことが必須条件であると思う。</p>	<p>○改正された中心市街地活性化法では、まちづくり会社及び商工会等が中心市街地活性化協議会を組織し、民間の力を活用することや基本計画の作成にあたり関係者、住民等も参加し意見が反映される仕組みとなっておりますので、このような仕組みを活用し、まちづくりにあたっての住民意見の反映がなされるものと考えております。</p>
<p>○観光産業は、エアラインや旅客業者の利益のみならず、ホテル、飲食、土産等により大きな付加価値を生み出す。</p> <p>ヨサコイ、雪まつり、ライラック祭り、大通り夏祭り等があるが、更なる柱はできないか。</p> <p>スイス、チューリッヒの国際会議場は世界的に利用され、人が集まり、大きな文化、観光につながっている。</p> <p>厚生年金会館は直接道州制とは関連ないかも知れないが、ホール、博物館についても大いに議論し、結論に向けて努力すべき。</p>	<p>○ご提案の趣旨については、現行制度でも対応可能であると考えております。</p> <p>なお、厚生年金会館については、どのような形態が有効なのか、慎重に検討すべき問題であると考えております。</p>
<p>○北海道開発局の問題がクローズアップされるなど、まだ先の課題かも知れないが、道、札幌市、開発局(国土交通省)、シンクタンク、道民などで議論し、道民の総意として、スリムな組織、それに見合う人的投入という選択と集中の話をしなければならぬタイミングがくる。</p>	<p>○計画においては、「国から道、道から市町村への権限等の移譲や国の規制・関与の縮小についての国への働きかけなど、地方分権に向けた取組を通して、重複行政を解消し、国、道、市町村の適切な役割分担の下、国地方を通じた行財政運営の簡素・効率化に努める」ことを明記したところです。</p>

問い合わせ先  
 企画振興部地域主権局参事(道州制グループ)  
 電話 011-231-4111 内線 23-320